

センターのご利用について

最寄りの事務所・支所（開所日における受付時間 平日9:00～17:00 予約不要）まで直接お越しいただくか、下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センター (ADRセンター)を利用してみませんか



福島事務所 開所日 月 火 水 木 金



福島県郡山市方八町1-2-10 郡中東口ビル2階
※入居者用ではなくテナント用エレベーターをご利用ください

県北支所 開所日 月 火 水 木 金



福島県福島市栄町6-6 福島セントランドビル3階
(旧 ユニックスビル)

会津支所 開所日 月 火 水 木 金



福島県会津若松市追手町7-5
福島県会津若松合同庁舎新館 2階ミーティングルーム2

いわき支所 開所日 月 火 水 木 金



福島県いわき市平字小太郎町1-6
いわきセンタービル4階

相双支所 開所日 月 火 水 木 金



福島県南相馬市原町区本町2-1
南相馬市役所北庁舎2階

申立書を郵送する場合は
下記宛先までお願いします



〒105-0003
東京都港区西新橋1-5-13
8 東洋海事ビル 9階
原子力損害賠償紛争解決センター
東京事務所
(又は ADRセンター東京事務所)

原発事故による損害賠償について
「東京電力に請求してダメだったら、諦めるしかないのかな・・・」
と思いませんか？

中立・公正な国の機関が 無料で賠償額を算定し 話し合いによる解決の仲介をします

事故直後からの賠償も
第5次追補の追加賠償も
申立てができます

申立てを受けて
法律の専門家が
電話などで詳しい事情を
お伺いします

個別の事情に応じて
賠償の和解案を
提示します

約8割の事案が
和解に至っています



お問い合わせ先

文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センター

フリーダイヤル

0120-377-155

(受付時間 平日10:00～17:00)



文部科学省HP ADRセンターHP

令和5年12月発行

もうひとつの選択肢 “ADR”











詳しくは、次のページをご覧ください

ADRセンターは どなたでもご利用いただけます

仲介費用無料

- 弁護士を立てずにご本人だけでも申立てができます。該当する項目にチェックを付けるなどして完成する、簡易な申立書の様式をご用意しています。
- 和解仲介の費用は無料です。 ※ご自身が送付する書類の郵送費用等は自己負担
- 東京電力と交渉中でも、既に東京電力との間で合意がある場合でも、申立てができます。
- 中間指針(国に設置された審査会が定める一般的な賠償指針)に明記されなかったものや東京電力の基準で賠償されなかったものについても、センターでは個別の事情に応じて、和解案を提示しています。
- 証拠の資料が手元に無くても、和解案が提示できる場合があります。
- 東京電力から提示のあった金額よりも低い和解案は出ません。
- 自治体と連携した説明会も随時開催していますので、ぜひご参加下さい。

賠償が認められた和解事例の一部を公表しています


 <p>避難によって 家族が離れ離れに</p>	 <p>乳幼児の 世話をしながら 避難生活</p>	 <p>自家消費していた 野菜や米を作れなくなり 生活費が増加</p>	 <p>避難により 職を失った</p>	 <p>事業実態を 証明する書類が 無くなった</p>
 <p>自宅の 除染作業を行った</p>	 <p>農機具等の 価値を再算定</p>	 <p>避難でペットが 行方不明に</p>	 <p>墓石の修理費用や 移転が必要に</p>	 <p>直接請求した 営業損害を ADRで改めて算定</p>

- 和解事例集を無料で配布しています。フリーダイヤルにお電話いただければお送りします。ADRセンターの事務所・支所でもお渡ししています。
- ADRセンターや文部科学省のホームページで和解事例を公表しています。






(和解事例は申立人の個別事情に基づいて和解した例であり、一般的に適用できる基準ではありませんが、ご自身の事例を検討いただく際の参考にさせていただきます。)

フリーダイヤル お問い合わせ先 原子力損害賠償紛争解決センター (ADRセンター) 受付時間 平日10:00~17:00

 0120-377-155

ADR (和解仲介) 手順の主な流れ

- 1 申立書の作成**

【入手方法】
窓口で受け取り  フリーダイヤルで郵送依頼  ホームページから入手 

 - 申立書の書き方は、センターの事務所・支所の窓口やフリーダイヤルにてご案内しています。
- 2 申立書の提出**

● センター東京事務所宛に郵送又は最寄りの事務所・支所までお持ち下さい。
【提出】
・申立書：原本1部+コピー2部
・証拠書類：(あれば) コピー3部
【お手元で保管(ご自身の控え)】
・申立書：コピー1部
・証拠書類：(あれば) 原本
- 3 申立ての受理**

● 申立書に形式的な不備がないかを確認して受理します。(書類の追加をお願いすることがあります。)
(1ヶ月から1ヶ月半程度)
- 4 指名通知等**

● 担当する仲介委員・調査官の氏名・連絡先などを記載した通知書を送付します。
(仲介委員：話し合いの仲介者(弁護士)
調査官：仲介委員をサポート)
- 5 和解の仲介(審理)**

● 電話や書面などで申立人から事情をお伺いします。
● 東京電力の答弁書(東京電力の言い分)が通知書に前後して送付されます。
● 双方の意見を聞きながら、賠償が認められるか、賠償金がいくらになるのか等を検討していきます。
● 東京電力との間で争いのない金額については、一部和解案を提示し、早期の賠償金支払いを促します。
- 6 和解案の提示**

● 仲介委員が和解案を提示します。(審理の結果、和解の仲介が打ち切られることもあります。)
- 7 和解成立**

● 双方が和解案に合意すると、東京電力と和解契約を結びます。
● 全申立てのうち約8割が和解に至っています。
- 8 賠償金の支払**

● 東京電力が和解契約書を受領した翌日から14日以内に賠償金が振り込まれます。 *年末年始等を除く

打切り・取下げ

- 申立人が途中で取り下げることも可能です。
- 再度の申立ても可能です。